

資料 1

平成 24 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 平成24年度における委員会の運営の重点事項 | 1 |
| 第 2 委員会の運営全般 | 2 |
| 1 会議の開催 | |
| 第 3 食品健康影響評価の実施 | 4 |
| 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 | |
| 2 評価ガイドライン等の策定 | |
| 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 | |
| 第 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 | 7 |
| 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 | |
| 2 食品安全モニターからの報告 | |
| 第 5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 | 8 |
| 1 食品健康影響評価技術研究の推進 | |
| 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 | |
| 第 6 リスクコミュニケーションの促進 | 10 |
| 1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催 | |
| 2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施 | |
| 3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施 | |
| 4 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携 | |
| 第 7 緊急の事態への対処 | 15 |
| 1 緊急事態への対処 | |
| 2 緊急事態への対処体制の整備 | |
| 3 緊急時対応訓練の実施 | |
| 第 8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 | 16 |
| 第 9 國際協調の推進 | 16 |
| 【別添資料】 | 18 |
| (参考) 平成24年度食品安全委員会運営計画の別紙 | 26 |

平成24年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）

| 記載事項 | 11／30までに実施した事項 | 今後の予定 |
|--|---|--|
| 第1 平成24年度における委員会の運営の重点事項 | | |
| (1) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第3条から第6条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第2章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年3月26日委員会決定）に基づき委員会の業務の改善を着実に進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 概ね左記「事業運営方針」に則り運営を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き「事業運営方針」に則り運営を行う。 |
| (2) 重点事項 ① 食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備 食品健康影響評価を効率的に実施するため、専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化及び事務局体制の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門調査会の連携の強化： 第2の1の(4)参照 ○ 評価に必要な情報収集の効率化： 電子ジャーナル購読を開始 ○ 事務局体制の強化： 4月6日に評価情報分析官を設置 平成25年度機構・定員要求、平成25年度予算要求（別添資料1）を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構・定員、予算要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 |
| ② リスクコミュニケーションの効果的な実施 リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、消費者庁等関係府省、地方公共団体、マスメディア、関係団体及び地域の専門家との連携強化を図る。 | 第6参照 | |
| ③ 調査・研究の重点化 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業について、食品健康影響評価をはじめ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して実施する。 | 第5の1の(1)及び2の(1)参照 | |
| ④ 情報収集の効率化 食品健康影響評価の実施に必要な情報を効率的に収 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子ジャーナルの活用実績：論文入手数 542 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、電子ジャーナルの有効活用を図る。 |

| | | |
|---|--|--|
| 集できるよう、電子ジャーナルの積極的な活用、国内外の研究機関との連携強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の研究機関との連携強化 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年10月のアルミニウムの国際的なリスク評価と生殖毒性及び神経毒性に関する外国人招へいで英国食品基準庁とマギル大学（カナダ）から専門家を招へいし、同研究機関との連携強化を図った。 ・ 平成24年11月に国立医薬品食品衛生研究所との協力の下、毒性学的懸念の閾値に関する外国人招へいで米国環境保護庁科学諮問委員会とミラノ大学（イタリア）から、専門家を招へいし、各研究機関との連携強化を図った。 | |
| <p>⑤ 緊急時対応の強化 東日本大震災への対処の経験等を踏まえ、不斷に緊急時対応の強化を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に基づき11月16日に緊急時対応訓練の確認訓練を実施すること等により、緊急時対応体制強化を図った。（第7の3参照） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者庁による食品安全関係府省食中毒等緊急時対応要綱の改正に合わせて、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等を改正する予定。 |
| <p>第2 委員会の運営全般</p> <p>1 会議の開催</p> <p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会にあって定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催 平成24年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週月曜日14時を定例とし、31回開催した。 ○ 臨時会合の開催実績はない。 ○ 第3回会合（6月21日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成23年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について、審議の結果、一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。 ・ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について、審議の結果、平成24年度の「自ら評価」案件選定について、平成24年度「自ら評価」案件の決定までのフローのとおり、審議の中で出された意見（消費者庁が保有している情報を活用すること等）を踏まえ、事務局で手続を進めていくこととなった。 ・ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について、事務局より、平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子に従い、本年度の緊急時対応訓練を実施する旨の報告がなされた。 ・ 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について、事務局より、改定の経緯、内容等について報告がなされた。 ○ 第4回会合（10月11日） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、平成24年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき開催。 ○ 第5回会合及び第6回会合を開催し、次の事項について審議予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度食品安全委員会運営計画（案）について ・ 平成24年度に食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について ・ 平成24年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況及び平成25年度のリスクコミュニケーションの実施について ・ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成25年度緊急時対応訓練計画（案）について |

- 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について、審議の結果、事務局で更なる情報の収集や整理を行い、次回の企画等専門調査会において、引き続き、検討することになった。
- 食品安全委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について、審議の結果、事務局で資料を作成し、次回の企画等専門調査会において、引き続き、審議することになった。
- 食品安全に係る緊急時対応の在り方の見直しについて、事務局から、食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正の経緯、内容等について報告した。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じて、以下に掲げる方策を活用し、専門調査会における食品健康影響評価を効率的に実施する。

- 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催状況については以下のとおりである。

(単位：回)

| 専門調査会等名 | 開催実績 |
|----------------------------------|------|
| 添加物専門調査会 | 8 |
| 農薬専門調査会 | 31 |
| 動物用医薬品専門調査会 | 7 |
| 器具・容器包装専門調査会 | 4 |
| 化学物質・汚染物質専門調査会 | 2 |
| 微生物・ウイルス専門調査会 | 7 |
| ブリオン専門調査会 | 7 |
| かび毒・自然毒専門調査会 | 1 |
| 遺伝子組換え食品等専門調査会 | 7 |
| 新開発食品専門調査会 | 3 |
| 肥料・飼料等専門調査会 | 8 |
| 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ | 1 |
| 計 | 86 |

(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。

- ① 特定の評価事案については、委員会や専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置
- 8月9日に高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するWGを開催
- ② 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、
(ア) 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- 平成22年5月に決定した「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき、4月に開催した農薬専門調査会幹事会に添加物専門調査会の専門委員参加して、「ピリメタニル」の調査審議を実施。
- (イ) 関係する専門調査会を合同で開催
- 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、肥料・飼料等専門調査会及び微生物・ウイルス専門調査会に属する専門委員から構成する合同会合を5月、8月及び10月に開催。
- ③ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を
- 左記委員会決定に基づき、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において審議

- 引き続き、運営計画に基づき専門調査会を開催。

有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日委員会決定)に基づき、効率的に調査審議

することとなったものの審議状況は以下のとおりである。

(単位：件)

※ 答申件数は、平成24年度以前に諮問されたものを含む。

| | |
|-----------------------------------|----|
| 平成24年度の諮問のうち、委員会で直接審議することになったものの数 | 19 |
| 平成24年度の答申のうち、委員会で直接審議したもの件数 | 22 |

(4) 専門調査会の連携の確保

案件に応じ、委員及び専門委員の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。

☆ 委員改選等もあり、開催していない。

○ 12月以降に開催する予定。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、リスク管理機関との連携を確保するため、関係府省連絡会議等を定期的に開催する。

○ 関係府省連絡会議について、消費者庁を主催者として、11月5日に開催。

○ 関係府省連絡会議幹事会について、原則毎週1回開催。

○ 食品安全委員会事務局・消費者庁・厚生労働省・農林水産省・環境省のリスクコミュニケーション担当課室長級をメンバーとした担当者連絡会議について、原則、隔週で開催。

○ 引き続き、隔週での担当者連絡会議を実施予定。

○ 食品リスク情報関係府省担当者会議について、平成24年4月から7月まで、毎月1回開催した。本会議の事務局が消費者庁に移行した平成24年8月から11月まで、同会議に4回（毎月1回）出席した。

○ 食品リスク情報関係府省担当者会議に引き続き出席する予定。

(6) 事務局体制の整備

評価の精緻化・高度化・迅速化、幅広い評価対象への対応、国際対応の効率化、評価案件数の増加への対応、緊急時における迅速な評価の実施等の観点から、事務局体制の強化に向けた検討を行う。

○ 事務局体制の強化：・4月6日に評価情報分析官を設置

・平成25年度機構・定員要求、平成25年度予算要求（別添資料1）を行った。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) 平成23年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行う。専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出がある

○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。

・これまでのリスク評価対象案件数

1,830案件（うち今年度に評価依頼のあった案件 117案件）

・これまでに評価が終了した案件数（「自ら評価」案件を含む。）

1,278案件（うち今年度に評価を終了した案件 120案件）

○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。

まで調査審議を中断することとする。

| | | |
|---|---|---|
| <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通してできるよう、計画的な調査審議を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。<ul style="list-style-type: none">・今年度に評価依頼があった件数 50件・今年度に評価が終了した件数 56件（うち、期間内に処理した件数53件） | <ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、標準処理期間内の評価終了に努める。 |
| <p>2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成24年度においては、農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方をまとめる。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 農薬の「食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方」について、各評価部会において取りまとめ案を参考しつつ代謝物等に関する検討を行い、問題点の洗い出し等を行っているところ。 | <ul style="list-style-type: none">○ 平成24年度中に、農薬の「食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方」をまとめる予定。 |
| <p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1) 「自ら評価」案件の選定 平成24年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ おおむね、別紙2に掲げるスケジュールのとおり実施。<ul style="list-style-type: none">・「自ら評価」については、募集結果等を踏まえ、情報を収集・整理し、10月11日の第4回企画等専門調査会で審議した結果、事務局で更なる情報の収集や整理を行い、次回の企画等専門調査会において、引き続き、検討することとなった。 | <ul style="list-style-type: none">○ 引き続き別紙2に掲げるスケジュールに基づき実施。 |
| <p>(2) 「自ら評価」の実施 平成23年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ① 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定） リスクプロファイルが作成された8案件については終了する。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ リスクプロファイルとして取りまとめられた8件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」、「食品中のノロウイルス」、「非加熱喫食調理済み食品（RTE食品）におけるリストリア・モノサイトゲネス」、「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」、「豚肉におけるE型肝炎ウイルス」）については、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成24年2月16日委員会決定）に基づき、6月28日の第437回委員会会合で担当委員から報告がされ、「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することが了承された。 | <ul style="list-style-type: none">○ 現在、事務局において血中の鉛濃度か |

② 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康

☆ ワーキンググループでの調査審議は行っていない。

影響評価」(平成19年度決定)

化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。

③ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定)

データが収集されていない国の評価の取扱いについてプリオン専門調査会において対応する。同専門調査会の調査審議が終了した2ヶ国分について委員会で調査審議を行う。

④ 「食品中のヒ素(有機ヒ素、無機ヒ素)に関する食品健康影響評価」(平成20年度決定)

化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。

⑤ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」(平成20年度決定)

かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。

⑥ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」(平成21年度決定)

研究事業などを活用して、評価に必要な情報の収集を進める。

⑦ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」(平成22年度決定)

化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。

(3)「自ら評価」の結果の情報発信

① 「自ら評価」の評価結果について

平成24年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

② 「自ら評価」案件として選定されなかったものにつ

☆ かび毒・自然毒等専門調査会での調査審議は行っていない。

○ 平成23年度から実施中の食品健康影響評価技術研究事業において「食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究」を進めた。

また、海外の専門家を招へいして10月4、5日にセミナーを開催するなど、知見の収集を行った。

☆ 化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会での調査審議は行っていない。

☆ 平成24年5月24日に評価が終了した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(ノルウェー及びホンジュラス)」について、情報発信は行っていない。

○ 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて、平成24年3月の食品安全委員

ら摂取量への変換に関する新たな知見を収集・整理中であり、それが終了し次第調査審議を行う予定。

○ 回答を得ていない2か国(中国及び韓国)については、回答が来次第、プリオン専門調査会において調査審議を実施する予定。

○ 小グループにおいて遺伝毒性に関する知見整理が出来次第、化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う予定。現在、ヒ素の遺伝毒性に関して、評価手法に関する専門家も含めた小グループで知見を整理中。

○ 毒性(特に発がん性)について整理が出来次第、かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う予定。

○ 平成24年度末に研究結果が出た段階で、調査・研究企画調整会議で検討の後、食品安全委員会にて担当する専門調査会を決定し、収集した知見を踏まえ、速やかに審議を開始する予定。

○ 「食品健康影響評価(自ら評価)を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析」の調査事業結果踏まえ、化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う予定。

○ 平成24年5月に評価が終了した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(ノルウェー及びホンジュラス)」の結果について、24年度内に英文ホームページに掲載する予定。

○ 引き続き、情報発信の充実に努めると

| | | |
|--|---|---|
| | <p>いて</p> <p>平成24年3月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。</p> <p>ファクトシートやQ & Aを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。</p> <p>リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果の活用状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。</p> | <p>会においてファクトシート作成と整理されたものはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ファクトシートやQ & Aを作成するとされた事項以外のうち、情報提供を行うべきとされたクドア・セブテンブンクタータ、アニサキス、ジアルジア、グラヤノトキシンについて、案件の選定過程で得られた情報を中心に整理し、委員会のホームページで情報提供を行つた。 ○ 委員会ホームページ上に平成23年度の「自ら評価」案件として決定されなかつたものについても情報提供を行つた。 ○ 平成22、23年度の「自ら評価」案件候補として提案された案件、食品健康影響評価が終了している危害要因等を含むハザードに関する情報について、50音順で検索できるページを作成した。 ○ 「自ら評価」を行つた品目について、第16回実施状況調査（平成24年5月末現在）において、以下のとおりリスク管理機関の対応状況を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」 厚生労働省においては、食鳥処理場等に対するリスク低減措置について研究を行つて、消費者への普及啓発及び自治体への要請をしたこと、農林水産省においては、ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発等に関する研究を引き続き行つてのこと等の対応が図られていた。 ・「デオキシニバレノール及びニバレノール」 厚生労働省においては、当該物質及びアセチル体の含有実態調査などのデータ収集等を実施しているところ。 |
| <p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成24年4月及び10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。</p> <p>また、勧告・意見申出等を行つた場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省、農林水産省、消費者庁に対して実施した第15回調査（平成23年10月末現在）の結果について、6月7日の第434回委員会会合において報告した。 〔調査対象〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年10月から平成23年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野44品目）及び前回（第14回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていないかった評価品目（8分野131品目） 〔結果概要〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（第14回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていないかった品目を含め、分野別に以下の品目数について結果報告した。 <ul style="list-style-type: none"> 添加物：14品目、農薬：76品目、動物用医薬品：33品目、化学物質・汚染物質：29品目、微生物・ウイルス：2品目、かび毒・自然毒：4品目、遺伝子組換え食品等：11品目、新開発食品：3品目、肥料・飼料：3品目 ・ 調査対象175品目のうち、リスク管理措置済みであったものは34品目であった。 ・ 食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施まで長時間を要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年10月末に、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対し、平成23年10月から平成24年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目及び第16回調査時点での具体的なリスク管理措置が講じられていないかった評価品目を調査対象として、第17回調査（平成24年10月末現在）を実施し、現在、取りまとめ中。 ○ 上記の調査と併せて、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施まで長期間を要する評価品目について、引き続き、定期的 |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>している案件について、本委員会会合において、厚生労働省から進捗状況等について聞き取りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省、農林水産省、消費者庁に対して実施した第16回調査の結果について、9月10日の第446回委員会会合において報告した。 〔調査対象〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月から平成23年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野55品目）及び前回（第15回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（9分野116品目） 〔結果概要〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（第15回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め、分野別に以下の品目数について結果報告した。 <ul style="list-style-type: none"> 添加物：9品目、農薬：75品目、動物用医薬品：33品目、化学物質・汚染物質：29品目、微生物・ウイルス：3品目、ブリオン：1品目、かび毒・自然毒：4品目、遺伝子組換え食品等：9品目、新開発食品：4品目、肥料・飼料：4品目 ・ 調査対象171品目のうち、リスク管理措置済みであったものは38品目であった。 | <p>に關係省庁から進捗状況等聞き取りを行う予定。</p> |
| 2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター470名から、隨時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を的確に把握するために、平成24年7月及び平成25年2月を目途に調査を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ モニターに食品安全モニターの活動内容、委員会の取組、食品健康影響評価の仕組み等について理解を深めてもらうとともに、モニターとしての意識の向上を目的として、5月25日から6月26日までの間、全国6会場で9回（東京3回、大阪2回、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）、食品安全モニターカンファレンスを開催した。 ○ 食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全行政等に関する意見等について95件（4～7月分）の随時報告があり、それらを関係行政機関に回付するとともに、9月3日の第445回委員会会合においてその概要を報告した。 ・ 7月に実施した「食品の安全性に関する意識等について」において、毎年継続して実施している調査に加え、放射性物質による食品への影響や食肉の生食に関して食品安全モニターの意識調査を実施した。併せて、平成24年度において委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、募集を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 8～10月分の随時報告について、12月中に委員会会合において報告予定。 |
| 第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成24年度における食品健康影響評価技術研究課題については、4月に開催する研究運営部会及び調査・研究企画調整会議において、平成24年度の新規課題案の選定及び調査の課題案との調整を行い、委員会において新規課題を決定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度における食品健康影響評価技術研究新規採択課題については、4月23日の調査・研究企画調整会議において成果の有用性を重視して選定し、4月26日の第429回委員会において、3研究領域の4課題の採択を決定した。（別添資料2） なお、平成24年度における食品健康影響評価技術研究継続課題については、平成24年2月24日の調査・研究企画調整会議における中間評価の結果、平成22年度に採択された8課題及び平成23年度に採択された7課題の計15課題について、平成24年度における | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度研究課題の採択に関しては、別紙3のスケジュールを前倒しして、書類審査及びヒアリング審査を実施し、2月6日に開催予定の調査・企画調整会議で選定後、委員会へ報告する。 |

また、平成25年度の新規課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定)に基づき、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、別紙3に掲げるスケジュールで新規課題を決定する。

公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

継続が必要とされ、平成24年3月1日の第421回委員会において決定した。

- 平成25年度の新規課題については、研究の円滑な実施を確実なものとするため、別紙3に掲げる新規課題決定のためのスケジュールを前倒しし、9月5日の第13回調査・研究企画調整会議において研究の対象領域と優先項目を具体的に示した「平成25年度食品健康影響評価技術研究の対象領域」を選定し、9月10日の第446回委員会会合において決定された対象領域に基づき、9月20日に公募を開始した。
- 公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるように、9月19日にプレスリリースを行うとともに、大学や研究機関等の関係機関に公募内容を周知した。

(2) 事後評価の実施

平成23年度に終了した研究課題については、平成24年7月に得られた研究成果報告の審査を踏まえ、事後評価を実施する。また、得られた研究成果を普及するため、10月に発表会を開催するとともに、ホームページで公表する。

- 平成23年度に終了した5件の研究課題について、6月28日の第11回調査・研究企画調整会議において事後評価を実施し、7月23日の第440回委員会会合において評価結果を決定し、それらを研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した。(別添資料3)
また、7月20日に「平成24年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を公開で開催するとともに、当該発表会で使用した資料を委員会ホームページで公表した。

- 23年度に終了した研究課題については、主任研究者との調整が整い次第、成果報告書を食品安全委員会ホームページで公表する。

(3) 中間評価の実施

平成24年度の新規採択課題を含め平成25年度に継続実施する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう、平成24年11月に進捗状況調査を行うとともに、平成25年2月に中間評価を実施する。

- 平成25年度に継続実施予定の研究課題のうち、平成23年度採択課題(別添資料4)について、主任研究者が作成した10月末現在の研究の進捗状況をまとめた中間報告書をとりまとめ、11月1・6日に調査・研究企画調整会議構成員へ、中間評価の評価依頼を行った。

- 平成25年度に継続実施する予定の研究課題については、以下のとおり対応する。
 - ・ 平成24年度採択課題(別添資料2)については、11月末現在の研究の進捗状況をまとめた中間報告書を12月31日までに提出させる。
 - ・ これらについては、2月6日に開催予定の第16回調査・研究企画調整会議において中間評価を実施し、委員会へ報告する。

(4) 実地指導

研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心平成24年11月に実地指導を行う。

- 7月30日から10月12日までの間、4件の新規採択課題及び9件の継続課題の受託者(計13件)に対し、実地指導を行った。

- 実施指導調書の結果を踏まえて、必要に応じ改善指示の通知を行う。

(5) 連絡調整会議等の開催

食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))等を必要に応じて開催し、関係府省との連携・政策調整を強化

- 食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて厚生労働省及び農林水産省担当者と情報共有を行った。

☆ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」は開催していない。

- 今後とも、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、情報共有を行う。

- 平成25年度新規採択課題の決定前に「食の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催予定。

する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成24年度における食品安全確保総合調査対象課題については、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、4月に開催予定の調査・研究企画調整会議において、先に開催された調査選定部会において選定された調査の対象課題案と、研究の対象課題案との調整を行い、委員会において決定する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続きに係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

- 平成24年度における食品安全確保総合調査対象課題については、食品健康影響評価等の実施に真に必要性の高いものとして課題を選定し、4月26日の第429回委員会会合において4課題、8月27日の第444回委員会会合において1課題の計5課題を決定した。(別添資料5)

- 選定した調査の対象課題については、実施計画を委員会ホームページ等に公開するとともに、全て総合評価方式による競争入札を実施した。
また、選定手続きに係る議事概要及び調査結果については、委員会ホームページや食品安全総合情報システムにより公開した。

- 本年度実施している調査の成果等について、委員会ホームページや食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

食品健康影響評価に関する意見交換会について、国民の関心の高い案件、科学的な考え方・プロセスについて説明する必要性の高い案件を中心に、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)を踏まえ、年度内に行われた食品健康影響評価の結果に関するものについては当該評価の意見・情報の募集期間中に、地方公共団体等との共催によるものについては共催する地方公共団体等と調整の上で開催する。

開催形式としては、講演会のほか、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式を採用する。

意見交換会で使用した資料等については、意見交換会の参加者以外にも効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等で情報提供を行う。

- 別添資料6のとおり意見交換会を43回開催した(委員会単独で3回、関係省庁との共催で25回、地方公共団体との共催で15回(うち6回は消費者団体とも共催)開催)。そのうち32回については放射性物質の食品健康影響評価をテーマとして開催した。

<委員会単独で開催>

- ・ BSE(牛海綿状脳症)対策に係るこれまでの食品健康影響評価についての説明会
9月20日 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価(案)に対するパブリックコメントを行うに当たり意見交換会を開催。
- ・ 食品安全委員会セミナー「アルミニウムの健康影響と国際的な動向について」
10月 4日 東京都
- ・ 食品安全委員会セミナー「食品中の微量成分のリスク評価手法の国際動向」
11月20日 東京都

<関係省庁との共催で開催>

- ・ 食品中の放射性物質対策に関する説明会を25回開催。

<地方公共団体との共催で開催>

- ・ フォーラム型意見交換会
10月23日 群馬県

- 引き続き、地方公共団体等との共催による意見交換会を開催予定であり、当面の予定は次のとおり。

- ・ 関係省庁との共催で開催
1月26日 流山市

- ・ フォーラム型意見交換会
1月25日 広島市
2月 8日 熊本県
2月15日 神戸市
3月中 さいたま市

- ・ 専門家を対象とした意見交換会
1月31日 豊田市

・ワークショップ型意見交換会

11月 6日 堺市

11月 14日 兵庫県

・専門家を対象とした意見交換会

7月 4日 京都府

7月 23日 高知県

8月 2日 山口県

・中学生を対象とした意見交換会

10月 10日 佐賀県

11月 10日 熊本県

11月 15日 洲本市

・消費者団体と連携した意見交換会

7月 20日 北海道

8月 22日 山口県

10月 10日 北海道

11月 12日 岡崎市

11月 22日 滋賀県

11月 29日 高知市

○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を 65 回行い、そのうち 38 回については、放射性物質の食品健康影響評価についての講演を行った。

○ 意見交換会の概要をメールマガジンで配信するとともに、意見交換会で用いた資料、説明内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した。

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

(1) ホームページ等による情報提供

「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」(平成 21 年 9 月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定) を踏まえて情報提供に取り組む。

① ホームページ

必要な情報を迅速に掲載、更新するとともに、閲覧者が必要な情報をスムーズに閲覧できるよう、平成 23 年度に実施したアンケートの結果も踏まえ、情報の整理を図る。

○ 委員会ホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて、国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等として委員会ホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。

「重要なお知らせ」として委員会ホームページに掲載した情報は次のとおり。

○ 今年度中に更に 17 回講師派遣予定(依頼があれば隨時検討)。

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食肉や内臓の生食について ・ 腸管出血性大腸菌による食中毒に関する情報 ・ 食品中の放射性物質に関する情報（適宜掲載） ・ 毒キノコによる食中毒にご注意ください ・ BSEに関する情報 | |
| ② メールマガジン | <p>メールマガジンを週1回配信するとともに、食品危害発生時は臨時のメールマガジンを配信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22、23年度の「自ら評価」の案件候補として提案された危害要因、ハザード情報及び食品健康影響評価書について、50音順で検索できるページを作成し、利用者の利便性を図った。 ○ 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）については、委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週火曜日に、約1万1千名の会員に対し配信するとともに、委員会の開催案内、意見等の募集等の当日分の新着情報を毎日19時に、約9百名の会員に対し配信した。 ○ 4月から、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&Aなど、月末（最終金曜日）に読み物を主にしたe-マガジン【読み物版】として新たに配信した。 ○ 季刊誌「食品安全」については、7月に「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のリスク評価」を特集した第31号、10月に「食品安全委員会が新たな体制で始動」を特集した第32号を発行した。 ○ 委員改選（7月）等に伴い、委員名簿等の改定を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 【読み物版】について、読者の利便性を考え、配信文字数の削減及び配信回数の増加を行う等運用改善を図る。 ○ 季刊誌「食品安全」については、平成25年1月に第33号を、3月に第34号を発行予定。また、発行に当たっては、引き続き、適切なテーマの設定に努める。 ○ 本年度中にパンフレット全体の改定を行う予定。 |
| ③ 季刊誌 | <p>国民の関心が高い事項について季刊誌を年4回発行し、地方公共団体や図書館等に配布する。</p> | |
| ④ パンフレット | <p>食品安全委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂する。</p> | |
| (2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化 | <p>国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等関係者との間で勉強会や懇談会等を年3~4回行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 7月20日、BSE（牛海綿状脳症）対策に係るこれまでの食品健康影響評価について、マスメディア関係者を対象として、プリオン専門調査会におけるこれまでの議論の経緯及び基本的事項とプリオン専門調査会におけるこれまでの検討に関する説明会を行った。 ○ 引き続き、定期的な開催を行う。12月中旬に第2回のマスメディア関係者等との懇談会を予定。 ○ 12月中旬に全国規模の消費者団体との懇談会を予定。 |
| (3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 | <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応するとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般消費者等から557件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。 〔参考〕 委員会関係 : 88件 食品健康影響評価関係 : 84件 ○ 引き続き、一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、定期的にQ&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、寄せられた情報を消費者庁その他の関係 |

費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式として委員会に報告し、ホームページに掲載する。

食品一般関係 : 361件
その他 : 24件

機関と共有する。

3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、実施時期について主催する団体と調整した上で、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナール等の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用して、リスク分析の考え方や食品の安全性についての科学的知識等について広く普及啓発を実施する。

- 食の安全ダイヤルに寄せられた情報等については月に1度をメドに関係省庁への情報提供を行っている。

- 6月17、18日に横浜市で開催された第7回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

- 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を65回行い、そのうち38回については、放射性物質の食品健康影響評価についての講演を行った。

- 8月8日に小学校高学年を対象として、食の安全に関するクイズや委員との意見交換を行い、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を開催した。

- 地方公共団体と連携し、中学生を対象として、中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見る食品安全」を基にしたクイズや食品安全委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を10月10日（佐賀県）、11月10日（熊本県）、11月15日（洲本市）に開催した。

- 訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を2回（7月10日、10月1日）行った。

- 地方公共団体等公益性のある利用が見込める団体に対しDVDの貸し出しを行っており、これまでに延べ82本の貸出しを行った。

- 一般の消費者が最も食品に対する関心を持つ場での取組として、食品売り場等に食品中の放射性物質対策に関するポスターの掲示とリーフレットの配布を実施した。

4 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行い、特に意見交換会の開催については、消費者庁をはじめとした関係府省と緊密に連携する。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、消費者庁をはじめとした関係府省と連携して平成24年1月を目指し、地方公共団体（都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区）との連絡会議を開催す

- 食品安全委員会事務局・消費者庁・厚生労働省・農林水産省・環境省のリスクコミュニケーション担当課室長級をメンバーとした担当者連絡会議について、原則、隔週で開催した。

- 別添資料6のとおり意見交換会を43回開催した（委員会単独で3回、関係省庁との共催で25回、地方公共団体との共催で15回（うち6回は消費者団体とも共催）開催）。そのうち32回については放射性物質の食品健康影響評価をテーマとして開催した。

<委員会単独で開催>

- ・BSE（牛海綿状脳症）対策に係るこれまでの食品健康影響評価についての説明会
9月20日 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価（案）に対するパブリックコメントを行うに当たり意見交換会を開催。

- 引き続き、隔週での担当者連絡会議を実施予定である。

- 今後予定している意見交換会等は以下のとおり。

- ・関係省庁との共催で開催
1月26日 流山市

- ・フォーラム型意見交換会
1月25日 広島市
2月 8日 熊本県
2月15日 神戸市

る。

また、国民の関心が高い食品健康影響評価が行われた際には、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体、消費者団体及び地域の専門家と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

さらに、地域での意見交換会の実施の際には、「リスクコミュニケーション育成講座」等の受講者の協力を得て効果的に推進するとともに、地域においても食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが自立的に展開されるよう、メールボックスを活用した同受講者に対する情報提供を実施する。

- ・食品安全委員会セミナー「アルミニウムの健康影響と国際的な動向について」
10月 4日 東京都

- ・食品安全委員会セミナー「食品中の微量成分のリスク評価手法の国際動向」
11月 20日 東京都

<関係省庁との共催で開催>

- ・食品中の放射性物質対策に関する説明会を25回開催。

<地方公共団体との共催で開催>

- ・フォーラム型意見交換会
10月 23日 群馬県

- ・ワークショップ型意見交換会
11月 6日 堺市
11月 14日 兵庫県

- ・専門家を対象とした意見交換会
7月 4日 京都府
7月 23日 高知県
8月 2日 山口県

- ・中学生を対象とした意見交換会
10月 10日 佐賀県
11月 10日 熊本県
11月 15日 洲本市

- ・消費者団体と連携した意見交換会
7月 20日 北海道
8月 22日 山口県
10月 10日 北海道
11月 12日 岡崎市
11月 22日 滋賀県
11月 29日 高知市

○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を65回行い、そのうち38回については、放射性物質の食品健康影響評価についての講演を行った。

○ 地方公共団体（都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区）を招集し、平成24年度全国食品安全連絡会議を11月22日に開催した。

○ 7月31日、10月30日に337名の「リスクコミュニケーション育成講座」等の受講者

3月中 さいたま市

・専門家を対象とした意見交換会
1月 31日 豊田市

○ 今年度中に更に17回講師派遣予定（依頼があれば隨時検討）。

○ 第33及び第34号の季刊誌発行に併

| | | |
|--|---|---|
| | <p>に対し、季刊誌の発行や意見交換会の案内等について、メールボックスを活用した情報提供を行った。</p> | <p>せて、各種情報提供を行う。</p> |
| 第7 緊急の事態への対処 | <p>○ 消費者庁が5月11日に実施したコチニール色素に関する注意喚起に合わせて、同日、委員会のホームページで、国内外でのアレルギー誘発の症例や、国際機関におけるアレルゲン性についての検討結果等をまとめた情報を提供した。</p> <p>○ 5月中旬から下旬にかけて、利根川水系の浄水場で水道水の基準を超えるホルムアルデヒドが検出されたことを受け、5月22日に、食品安全委員会のホームページで、ホルムアルデヒドの特徴や食品健康影響評価の結果等をまとめた情報を提供した。</p> <p>○ 消費者庁が8月13日と15日に実施した北海道内で発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒に関する注意喚起に合わせて、委員会ホームページ上の腸管出血性大腸菌の特徴や食中毒の症状及び食中毒予防のポイント等をまとめたページに関連情報を掲載し、情報提供を行った。</p> <p>○ 厚生労働省が10月4日に実施した、豚レバーを生で食べるリスクに関する注意喚起に合わせて、10月5日に、委員会ホームページで、豚肉や豚の内臓（レバー等）の生食による食中毒等の原因となる細菌等の特徴や、食中毒予防のポイント等をまとめた情報を提供した。また、当該情報を委員会ホームページに掲載したことについて、報道関係者に情報提供を行った。</p> | <p>○ 今後とも、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p> |
| 2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて指針等の見直しを行う。 | <p>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため従来から整備している緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等を、委員の改選や職員の異動等に合わせて随時更新した。</p> <p>○ ハザードの特徴や毒性等の科学的知見を収集・整理したハザード概要シートを作成し、委員会ホームページに掲載した（作成したハザード概要シート：ツキヨタケ、クサウラベニタケ）。</p> <p>○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成24年2月16日 食品安全委員会決定）に基づき、緊急時対応訓練を実施した（第7の3 参照）。</p> | <p>○ 消費者庁による食品安全関係府省食中毒等緊急時対応要綱の改正に合わせて、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等を改正する予定。</p> <p>○ 第6回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討等を行う予定。</p> |
| 3 緊急時対応訓練の実施 緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を、平成24年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。 | <p>○ 担当者の実践的対応能力の向上等を図るため、実務研修を以下のとおり実施した。 -緊急時対応手順研修（4月13日） -ホームページ掲載研修（4月24日、25日、26日、5月11日、15日、10月10日、16日） -メディア対応研修（以下の構成で実施した。） プレスリリース作成基礎研修（8月1日、9月5日） プレスリリース作成と説明・応答に係る実践研修（10月2日）</p> | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---|------------------|----|-----------------------------|----|---------------------------|-----|------------------|-----|---------|---------|--------|----|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、確認訓練を実施した（11月16日）。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 | <p>国内外の食品安全の確保に関する科学的情報について、リスク管理機関や消費者庁と連携し、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）、「ハザード報告シート」等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等とのネットワークを構築・活用し、情報交換等を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月1日から10月31日の開庁日ごとに、収集した情報を日報に取りまとめ、リスク管理機関等関係者に配布した。 ○ 日報に掲載した情報のうち、「食品安全総合情報システム」に登録する情報を2週間ごとに取りまとめた「隔週報」を作成し、リスク管理機関等関係者に配布した。また、隔週報に掲載した情報を「食品安全総合情報システム」に登録し、ホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。このうち、特に重要と思われる最新情報については「ハザード報告シート」を作成し、食品安全委員会において報告した。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、互いに収集した食品安全に関する情報を共有した。 ○ 緊急事態に備えた専門委員の連絡名簿を整備し随時更新した。 ○ 関係職域団体である日本医師会、日本薬剤師会及び日本獣医師会に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努めた。 ○ 招へい事業等を通じ、専門情報を提供いただける専門家の増加を図った。（第1の（2）の④参照） | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9 國際協調の推進 | <p>(1) 國際會議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>平成24年度においては、以下のスケジュールで開催される國際會議等に委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>コーデックス委員会 残留農薬部会</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>FAO／WHO合同食品添加物専門家會議 (JECFA)</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>FAO／WHO合同残留農薬専門家會議 (JMPR)</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>コーデックス委員会 食品衛生部会</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>リスク分析学会</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月</td> <td>米国毒性学会</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>コーデックス委員会 汚染物質部会</td> </tr> </table> | 平成24年4月 | コーデックス委員会 残留農薬部会 | 6月 | FAO／WHO合同食品添加物専門家會議 (JECFA) | 9月 | FAO／WHO合同残留農薬専門家會議 (JMPR) | 11月 | コーデックス委員会 食品衛生部会 | 12月 | リスク分析学会 | 平成25年3月 | 米国毒性学会 | 3月 | コーデックス委員会 汚染物質部会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ コーデックス委員会の関連部会並びにJECFA及びJMPRに加え、プリオン等に関する国際會議等の食品安全に関する国際會議に、委員及び事務局職員を派遣し、各國の専門家との情報・意見交換等を行った。 ○ コーデックス委員会残留農薬部会：4月22～29日（中国：上海） <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集のため事務局職員1名を派遣。 ○ コーデックス委員会残留動物用医薬品部会：5月5～13日（ペルトリコ：サンファン） <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集のため事務局職員1名を派遣。 ○ P R I O N 2 0 1 2 (プリオン等に関する国際會議)：5月8～14日（オランダ：アムステルダム） <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集のため専門委員2名、事務局職員1名を派遣。 ○ FAO/WHO合同食品添加物専門家會議JECFA：6月3～15日（スイス：ジュネーヴ） <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員2名をアドバイザーとして派遣。 ○ O E C D 農薬作業部会：6月10～17日（フランス：パリ） <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集のため事務局職員1名を派遣。 |
| 平成24年4月 | コーデックス委員会 残留農薬部会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | FAO／WHO合同食品添加物専門家會議 (JECFA) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | FAO／WHO合同残留農薬専門家會議 (JMPR) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | コーデックス委員会 食品衛生部会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | リスク分析学会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年3月 | 米国毒性学会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | コーデックス委員会 汚染物質部会 | | | | | | | | | | | | | | | |

会
3月 コーデックス委員会 食品添加物
部会

また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

- E U R O T O X : 6月16～22日（スウェーデン：ストックホルム）
 - ・情報収集のため事務局職員2名を派遣。
- 米国バイオテクノロジー視察：8月5～12日（米国：ニューオリンズ・デイモン・ワシントンD C）
 - ・情報収集のため事務局職員2名を派遣。
- F A O //W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）：9月10～21日（イタリア：ローマ）
 - ・専門委員1名をアドバイザーとして派遣。
- 水銀暴露の管理戦略に関する国際シンポジウム：9月19～22日（韓国：ブサン）
 - ・招へいに応じ、委員1名を講演者として派遣。
- 欧州食品安全機関（E F S A）リスク評価における限界への挑戦（経験の共有）に関するカンファレンス：11月7～8日（イタリア：パルマ）
 - ・情報収集のため事務局職員3名を派遣。
- コーデックス委員会食品衛生部会：11月12～16日（米国：ニューオリンズ）
 - ・情報収集のため事務局職員1名を派遣。
- O E C D 農薬作業部会農薬登録ステアリング会議：11月26～30日（ニュージーランド：クイーンズタウン）
 - ・情報収集のため事務局職員1名を派遣。

（2）海外の研究者等の招聘

平成24年度においては、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

- 平成24年10月に英国食品基準庁とマギル大学（カナダ）から、アルミニウムの国際的なリスク評価と生殖毒性及び神経毒性に関する専門家をそれぞれ招聘した。
- 平成24年11月に米国環境保護庁科学諮問委員会とミラノ大学（イタリア）から、毒性的な懸念の閾値に関する専門家をそれぞれ招へいた。

（3）海外の食品安全機関等との定期会合の開催

平成24年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（E F S A）及び豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）との定期会合を開催する。また、必要に応じて、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。

- 外国政府機関との情報交換のために食品中の化学物質の安全性に関するワーキンググループ及び食品中の微生物の安全性に関するワーキンググループに参加しており、メール等により適宜情報交換を行った。
- 平成24年11月28日にE F S Aとの定期会合を開催した。
- ☆ F S A N Zとの定期会合は開催していない。

○ 引き続き、左記ワーキンググループを通じ情報交換を行う。

○ F S A N Zとの定期会合の開催について、現在調整中。

（4）海外への情報発信

食品安全影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品安全影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

- 平成23年度以降に評価が終了した動物用医薬品等の食品健康影響評価の概要、鉛に関する食品健康影響評価技術研究の成果、B S E 対策の見直しに係る食品健康影響評価の概要等の英訳を行い、委員会ホームページに掲載を行った。
平成24年度食品安全委員会運営計画（抜粋）や食品安全委員会の活動と成果の概要を記した月報を英訳し、委員会ホームページへの掲載を行うとともに、それらをE F S A及びF S A N Zへ送付する等、海外への情報発信を行っている。

○ 今後とも引き続き食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品安全影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する予定。

注：月、月日の標記において年を付していない場合は、平成24年の月、月日。

平成25年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について

内閣府食品安全委員会事務局

1 基本的な考え方

食品安全委員会は、平成15年7月の設立以来、食品安全基本法に基づき、食品健康影響（リスク）評価（農薬、食品添加物、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品など）を実施するとともに、関係者（消費者や食品関係事業者等）との情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組んできた。

グローバル化の進展、科学技術の進歩、新たな危害要因の出現等、食品安全行政を取り巻く状況が変化するとともに、食の安全に対する国民の関心は益々高まってきており、食品安全委員会に寄せる期待も大きくなってきてている。

食品安全委員会がこのような国民の期待に応えていくため、平成25年度においては、効率的かつ信頼性の高いリスク評価を行うための体制整備、食品健康影響評価技術研究やリスクコミュニケーション等に係る施策の推進に関する経費を要求するとともに、評価体制の拡充を図るために必要な機構・定員を要求する。

18

2 予算概算要求の概要

(1) 概算要求額

- ・ 938百万円 (平成24年度予算額 947百万円)
うち重点要求 27百万円
- ・ 対前年度比 99.0%

(2) 主要事項

① 食品健康影響評価技術研究の推進

190百万円 (211)

食品科学や分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、リスク評価を円滑に進めるための技術開発研究を推進。

② リスク評価等に必要な調査の着実な推進

72百万円 (81)

リスク評価の観点から優先順位の高い特定の危害に関し、食品安全行政機関及び国際機関が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文献における危害の毒性メカニズム、暴露評価等の情報について、網羅的に収集し、整理・解析するため、調査を実施。

③ リスクコミュニケーションの推進

29百万円 (26)

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

④ 食品安全行政の充実・強化

46百万円 (41)

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、食品安全モニターを通じたリスク管理措置等の監視機能の強化、国際会議への参加及び海外のリスク評価機関等との連携強化を図る。

19

⑤ (重点要求) グローバル化に対応した食の安全・安心の確保のための施策の実施

27百万円 ※③及び④に一部計上

グローバル化に対応し、迅速かつ的確なリスク評価を実施するため、評価体制の充実等を図るとともに、食の安全・安心を確保するため、食の安全に関するリスクコミュニケーションの充実を図る。

3 機構・定員要求の概要

(1) 機構要求

グローバル化等に対応し、評価体制の拡充を図るため、評価事務を行う課を2課にするなどの事務局組織の再編を行う。

(2) 定員要求

グローバル化等に対応し、評価体制の拡充を図るため、課長補佐2名(うち1名は時限枠)、評価専門官1名、係長1名(時限枠)の増員を要求する。

※ 別途、平成24年度末をもって、1名の定員削減が行われる。

(別添資料2)

平成24年度食品健康影響評価技術研究採択課題

| 研究領域 | 研究課題名 |
|----------------------|---------------------------------------|
| I 化学物質関連分野 | 酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析 |
| II 生物学関連分野 | 食肉の寄生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発 |
| | 食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究 |
| III 新しい評価手法の開発に関する分野 | ハイリスクグループにおける評価に関する研究 - 不確実係数の妥当性について |

(別添資料3)

平成23年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

平成21年度採択課題

| 研究領域 | 研究課題名 | 評価点総合 (20点) | 評価指標 | | |
|---|---|----------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | ①研究の妥当性(5点) | ②目標の達成度(5点) | ③成果の有用性(10点) |
| I 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域 | ・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発 化学物質の神経発達毒性の評価法を確立することを目的とし、胎児期の脳形成に対する毒性影響を微細形態的に究明しようとする研究で、新たな評価法の開発研究として意義がある。 一般病理解析で異常が検出されない場合でも、大脳皮質の微細形態異常が検出される事から、低濃度化学物質曝露による大脳機能異常のメカニズム解析のツールとして有用性が高い。 今後、微細形態異常と行動異常等の脳機能との関連が明らかになれば、発達毒性の有用なリスク評価法となり得る。 研究目標は達成できており、投稿中の論文の受理が待たれる。 | 14.8 | 3.9 | 4.0 | 6.9 |
| II 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域 | ・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価手法の開発 本研究では、かび毒と自然毒(きのこ毒)を対象としており、かび毒の方に重点が置かれてはいるが、ともに食品のリスク評価の対象として重要な課題であり、必要性も高い。なお、一つの研究で両者を同時に扱う必然性は必ずしもなく、それぞれ個別に課題を立てて研究を進めることによって各テーマの研究を深化充実させ、必要であれば総合的に評価するという方法でもよかつたのではないかと考えられる。 米のかび毒であるオクラトキシンAについては、DNA損傷による遺伝毒性が確認され、腎発がん機序に対する遺伝毒性メカニズムの関与が明らかにされるなど、興味ある結果が得られており、今後のリスク評価に役立つ知見が得られている。今回の成果を基礎に、今後さらに、イニシエーション作用や複合投与による遺伝毒性の増強などを究明することが望まれる。また、DNA傷害のメカニズムをさらに追求し、損傷が一次的であるか二次的であるかを明らかにすることも必要である。米のかび毒について、採取形態モデルを用いた「発がんリスク評価シミュレーションシート」を構築したことは、今後のリスク評価に資するツールとして期待できる。 米のかび毒の一斉分析法の確立は重要であり、現場でそれが採用できるならば、リスク評価のうちの暴露評価のための実態調査を行う上で有用である。分析方法の開発はリスク管理にも資する成果であるため、リスク管理機関の研究費によっても行われるべき研究である。この点で、最終報告書では、今後の検討課題として定量法や効率的培養法が必要であると述べられているが、食品安全委員会が行う研究事業の目的はリスク評価にあることから、その目的に合致した研究であることを強調すべきであろう。 きのこ毒については、スギヒラタケ中のシアン配糖体及びツキヨタケ中のイルジンの各含量の調査結果は、リスク評価の基礎データとして有用である。また、スギヒラタケによる食中毒の原因候補物質としてシアン配糖体に着目し、その化学構造を同定するとともに慢性腎不全ラットを用いた実験によって、シアン配糖体が腸内からチオシアノ酸イオンとして血液循環に入り、脳に移行・蓄積されることが確認されたことは、リスク評価の体内動態に関する知見として有用である。今後はさらに、ヒトで認められたスギヒラタケ摂取による脳症におけるシアン配糖体の関与を究明する研究の推進が望まれる。 | 15.6 | 4.0 | 4.0 | 7.6 |
| | ・日本海沿岸地域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発 日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒(パリオトシン様中毒、シガテラ中毒)は、海草に付着する有毒微細藻(日本沿岸ではOstreopsis属、Gambierdiscus属)で引き起こされる可能性が高いとされている。その食中毒が、どのような藻によって発生するか、またどのような毒素が原因となっているかを明らかにすることは、社会的にも重要である。現時点では発症例数は決して多くはないが、今後温暖化の影響によって増加する危険性もあることから、本研究の公衆衛生上の意義は大きい。 有毒藻類の分類、そのスクリーニング法、およびCTX等の検出・定量法を提案したことは、リスク評価の基礎として有用であり評価できるが、リスク評価の具体的な指針についてもさらに考察(まとめ)すべきである。また、毒性についてはその強度や特性に不明な点が多く、処置(治療)法のガイドラインを示すという観点からも、今後の研究の進展が待たれる。 | 15.3 | 4.0 | 4.0 | 7.3 |
| III 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域 | ・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立 メラミン混入の粉ミルクにより、乳幼児が腎障害により死亡した事例について、発生機序の解明とNOAELの設定という観点から実施された実験的研究である。 本研究により、メラミン/シアヌル酸複合投与による腎障害の発症機序の一端が解明され、急性・亜急性・慢性毒性試験におけるNOAELが算定され、さらにメラミン投与中止後の回復性等が確認され、リスク評価上有用な結果が得られたと考えられる。 研究成果は肉眼的所見レベルのもの他、肉眼所見を裏付け腎臓の病理組織学的所見、結石の量等を含めた定量的データが示されており、有用な成果である。なお、SDラットのデータやin vitroのデータが年度別の成果の中に提示されていない等の点については、適宜、修正が必要である。 研究成果の公表は十分であるとはいはず、論文の公表が2010年に行われたのみである。その後の成果も論文化し早急に公表すべきである。 | 15.3 | 3.9 | 3.9 | 7.5 |
| | ・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析 本研究は、食品の放射線照射(γ 線照射)により生成される2-アルキルシクロブタノン類(2-ACBs)の安全性をin vivo及びin vitroの両面から解析したものであり、今後食品の放射線殺菌が広く用いられるようになれば重要な課題となることから、有用な研究であると思われる。 2-テトラデシルシクロブタノンについてラット亜急性毒性試験で無毒性量が設定出来たこと及びin vivo二段階発がん実験において2-テトラデシルシクロブタノンの大腸発がんプロモーション作用が否定できた事はリスク評価上極めて有用なデータである。 また、アルキルシクロブタノン類は、遺伝毒性試験(Amesテスト、染色体異常試験、小核試験、コメットアッセイ、付加体形成試験など)において陰性の結果が確認されたことは、本物質の閾値設定の可否について重要な情報になり得る。 一方、アルキルシクロブタノン類について、ヒトリンバ腫細胞株を用いたアポトーシス誘導性試験においてよりパルミチン酸やステアリン酸より低濃度でアポトーシスを誘導することが確認されたこと、細胞内活性酸素生成を増加させ、アポトーシス-ミトコンドリア経路を活性化させることで、アポトーシスが誘導されることなどが確認されたが、これらの結果がリスク評価上どのような意味を持つのかについて考察が必要である。また、2-デシルシクロブタノン及び2-テトラデシルシクロブタノンではin vitroの形質転換試験で発がんプロモーション作用が認められたが、この結果がin vivoで皮膚発がんプロモーション作用を示唆するのか、あるいは大腸以外の臓器に対する発がんプロモーション作用を示唆するのかについての考察も必要であると考えられる。 | 14.0 | 3.6 | 3.8 | 6.6 |

○食品健康影響評価技術研究の事後評価は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針(平成23年2月7日 調査・研究企画調整会議決定)に基づき実施。

http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/23kitei_hyoukasisin.pdf

○平成23年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果については、食品安全委員会ホームページにおいて平成24年7月に公表。

<http://www.fsc.go.jp/fscisg/meetingMaterial/show/kai20120723sfc>

平成23年度採択食品健康影響評価技術研究

| 研究領域 | 研究課題名 |
|----------------------------------|---|
| I 化学物質関連分野 | ・胎児移行性における種差を反映したヒト胎児毒性リスク評価手法の開発 |
| II 生物学関連分野 | ・食品を介するリストeria感染症に係わる高病原性リストeria株の評価と生体側の要因を加味した食品健康影響評価に関する研究 |
| III 新しい評価手法の開発に関する分野 | ・肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発 ・ラットにおける遺伝毒性・反復投与毒性併合試験法の開発 |
| IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野 | ・アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価 ・食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究 ・日本における農薬等の急性参考用量設定のためのガイダンス作成に関する研究 |

(別添資料5)

平成24年度食品安全確保総合調査課題

| 番号 | 調査課題名 | 実施状況 |
|----|--|-------|
| 1 | ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査 | 調査実施中 |
| 2 | 陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査 | 調査実施中 |
| 3 | 食品健康影響評価(自ら評価)を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析 | 調査実施中 |
| 4 | 食中毒原因微生物の評価モデルに関する調査 | 調査実施中 |
| 5 | フタル酸エステル類の食品健康影響評価に関する知見の整理、情報収集及び分析 | 調査実施中 |

平成24年度に開催した意見交換会

| 番号 | 日付 | 開催地 | 意見交換会名 | 共催団体 |
|----|-------|------|--|---------------------|
| 1 | 4月20日 | 東京都 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 2 | 4月25日 | 神奈川県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 3 | 5月 8日 | 滋賀県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 4 | 5月10日 | 北海道 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 5 | 5月17日 | 大阪府 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 6 | 5月28日 | 香川県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 7 | 7月 3日 | 岡山県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 8 | 7月 4日 | 京都府 | 食品のリスクを考えるワークショップ（京都府南丹）～食品中の放射性物質について学ぶ～ | 京都府 |
| 9 | 7月11日 | 富山県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 10 | 7月18日 | 青森県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 11 | 7月20日 | 北海道 | 食品に関するリスクコミュニケーション（北海道旭川）～放射性物質と食品の安全性について～ | 北海道、上川管内消費者協会連合会 |
| 12 | 7月23日 | 高知県 | 食品のリスクを考えるフォーラム（高知県・高知市）～食品中の放射性物質～ | 高知県、高知市 |
| 13 | 7月24日 | 愛媛県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 14 | 8月 1日 | 埼玉県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 15 | 8月 2日 | 山口県 | 食品のリスクを考えるワークショップ（山口県）～食品中の放射性物質による健康への影響について～ | 山口県 |
| 16 | 8月22日 | 兵庫県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 17 | 8月22日 | 山口県 | 食品のリスクを考えるワークショップ（山口県宇部市）～食品添加物について～ | 山口県、山口県地域消費者団体連絡協議会 |
| 18 | 8月23日 | 千葉県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 19 | 8月29日 | 愛知県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 20 | 9月 4日 | 宮城県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |

| | | | | |
|----|---------|------|--|---------------------------|
| 21 | 9月 5日 | 福島県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 22 | 9月 6日 | 徳島県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 23 | 9月 11日 | 京都府 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 24 | 9月 20日 | 東京都 | 食品に関するリスクコミュニケーション～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について～ | |
| 25 | 9月 26日 | 高知県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 26 | 10月 2日 | 熊本県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 27 | 10月 4日 | 東京都 | 食品安全委員会セミナー～アルミニウムの健康影響と国際的な動向について～ | |
| 28 | 10月 10日 | 北海道 | 食品に関するリスクコミュニケーション（北海道函館）～放射性物質と食品の安全性について～ | 北海道、道南消費者協会連合会 |
| 29 | 10月 10日 | 佐賀県 | ジュニア食品安全ゼミナール（佐賀県） | 佐賀県 |
| 30 | 10月 12日 | 和歌山県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 31 | 10月 19日 | 奈良県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 32 | 10月 23日 | 群馬県 | 食品のリスクを考えるフォーラム（群馬県）～食品と放射性物質～ | 群馬県 |
| 33 | 10月 26日 | 三重県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 34 | 11月 6日 | 大阪府 | 食品のリスクを考えるワークショップ（堺市）～気になる食品添加物 本当に安全なの？～ | 堺市 |
| 35 | 11月 9日 | 新潟県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 36 | 11月 10日 | 熊本県 | ジュニア食品安全ゼミナール（熊本県） | 熊本県 |
| 37 | 11月 12日 | 愛知県 | 食品のリスクを考えるフォーラム（岡崎市）～気になる食品添加物～ | 岡崎市、岡崎市食育推進ボランティア |
| 38 | 11月 13日 | 岐阜県 | 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ | 消費者庁、厚生労働省、農林水産省 |
| 39 | 11月 14日 | 兵庫県 | 食品のリスクを考えるワークショップ（兵庫県）～食品と残留農薬～ | 兵庫県 |
| 40 | 11月 15日 | 兵庫県 | ジュニア食品安全ゼミナール（洲本市） | 洲本市 |
| 41 | 11月 20日 | 東京都 | 食品安全委員会セミナー～食品中微量成分のリスク評価手法の国際動向～ | |
| 42 | 11月 22日 | 滋賀県 | 食品に関するリスクコミュニケーション（滋賀県）～食肉を生で食べることのリスクを知ろう～ | 滋賀県、滋賀県生活協同組合連合会 |
| 43 | 11月 29日 | 高知県 | 食品のリスクを考えるワークショップ（高知県・高知市）～食品中に含まれる放射性物質について～ | 高知県、高知市、高知市消費者団体・グループ代表者会 |

平成24年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

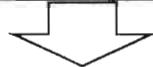
| 月 | 調査審議事項 |
|---------|---|
| 平成24年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成23年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について |
| 平成25年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成24年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について ○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果、平成25年度緊急時対応訓練計画等について |

平成24年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

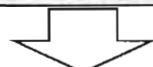
| 月 | 事項 |
|---------|---|
| 平成24年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局による自ら評価の案件候補の整理 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） <ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの自ら評価のフォローアップ ・自ら評価の案件候補について議論 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） <ul style="list-style-type: none"> ・自ら評価の案件候補について議論 |
| 平成25年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会における審議（第3回絞込み） <ul style="list-style-type: none"> ・自ら評価の候補案件の決定 ○ 食品安全委員会における審議 <ul style="list-style-type: none"> ・自ら評価の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集、意見交換会の開催等 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全委員会における審議 <ul style="list-style-type: none"> ・意見・情報の募集の結果等を踏まえ、自ら評価案件を決定 |

平成25年度新規研究課題決定までのスケジュール

「食品安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の見直し
(平成24年11月)



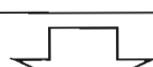
平成25年度研究領域の決定
(平成24年12月)



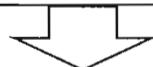
平成25年度政府予算案閣議決定
(平成24年12月下旬)



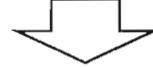
研究課題の募集
(平成25年1月)



書面審査
(平成25年2月)



ヒアリング審査
(平成25年3月上旬)



課題候補(案)の選定及び調査対象課題との調整
(平成25年3月下旬)



新規課題の食品安全委員会決定
(平成25年4月上旬)